

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長社福第165号
委 託 業 務 名 称	令和5年度長浜市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応システム導入・保守業務
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎ほか
業 務 の 概 要	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象者選定から通知書の作成及び口座振込データ作成から支給データ管理までの業務を総合的に運用するためのシステムを導入し、当該業務について円滑な事務運用を行うもの。
履 行 期 間	令和6年1月19日 から 令和6年6月28日
契 約 年 月 日	令和6年1月18日
契 約 額 (税 込)	5,742,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地 又は 住所] 京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601 NUPビルディング京都駅前 [商号 又は 名称] 京都電子計算株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	今回導入しようとするシステムは、住民情報システムとの連携が必須であり、限られた期間内に当該システムを構築できるのは、本市の住民情報システムサービス利用契約の相手方である京都電子計算株式会社において他にないため。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>